

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第51号 岩国市簡易水道条例の一部を改正する条例

本議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第57号 令和5年度岩国市一般会計補正予算（第3号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第57号 令和5年度岩国市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会所管分の審査におきまして、衛生費の環境衛生費の省エネ対策促進事業に関し、

委員中から、省エネ家電買替促進事業費補助金及び省エネリフォーム促進事業費補助金の市民への周知方法及び事業の開始時期について質疑があり、

当局から、「6月中に、ホームページや市民メール等でお知らせするとともに、7月には広報いわくにに記事を掲載することとしている。また、8月には案内チラシを、広報いわくにに折り込んで配布できるよう準備を進めている。また、事業の開始時期については、最短の7月1日から開始できるよう制度設計している」との答弁がありました。

それを受けて、委員中から、「本事業は、購買者である市民のみならず、販売者である事業者にとっても有意義な制度であるが、事業者への周知はどのように行っていくのか」との質疑があり、

当局から、「7月初旬までには、岩国商工会議所、岩国西商工会、やましろ商工会を中心として、広い範囲での説明会を予定している」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。